

# わかる！社労士 & トミーの社労士合格ゼミ

## 2022年度版

## 訂正情報

(2022年2月9日掲載版)

わかる！社労士シリーズをご利用いただきましてありがとうございます。  
この PDF ファイルは、2022年度版のわかる！社労士シリーズ各書籍及びトミーの社労士合格ゼミ(PDF)の訂正情報を掲載したものです。

ご迷惑をお掛け致しまして申し訳ございません。該当箇所を訂正していただけますようお願い申し上げます。

**注意** こちらのファイルは、法改正に係る修正等の情報を掲載したものではありません。法改正に係る修正等の情報につきましては、法改正情報ファイルに掲載してありますので、どうぞそちらをご覧ください。

# 1. 入門ゼミ

訂正はありません。

## 2. テキスト&問題集

該当箇所	訂正前	訂正後	コメント
P196 問題4及び P202 問題4の解答解説	出題当時は、E肢が選択すべき肢でしたが、法改正により、令和3年4月より、E肢についても作業主任者を選任する作業となっています。 ⇒この問題については誤っている肢はないことになります。		
P598 下段 <sup>2</sup> 文章中	①又は②のいずれか	①から③のいずれか	番号の修正
	③に該当するに	④に該当するに	
P610 側注 上から3つ目 文章中	②、③、⑨、 ⑩、⑫～⑮は	②、③、⑨～ ⑪、⑬～⑯は	届出先の修正
	④～⑧、⑩は	④～⑧、⑫は	
P854 中段 (1) 事業所関係 表中 船舶所有者の2つ目	——	5日以内	特定適用事業所の該当の提出期限 修正
P855 上段 表中 船舶所有者の4つ目	10日以内	——	報酬月額算定基礎届の提出期限 修正

## 3. トミーの社労士合格ゼミ

該当箇所	訂正前	訂正後	コメント
Vol.1 P99 (2) 労使協定 ◆ の2つ目	1カ月以内	3カ月以内	文言の修正
Vol.1 P223 上の図中	総括安全衛生責任者	統括安全衛生責任者	文言の修正

Vol.2 P126 4. 調整の期間	3年以内	5年以内	文言の修正
Vol.2 P150 3 一部負担金	Chapter5	Chapter6	文言の修正
Vol.2 P216 (2) 例外 ①職業に就くことができない期間がある場合	当該延長の申出は、原則として、引き続き30日以上職業に就くことができなくなるに至った日の翌日から起算して1カ月以内に、	当該延長の申出は、原則として、引き続き30日以上職業に就くことができなくなるに至った日の翌日から、受給資格に係る離職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）に、	提出期限の修正
Vol.2 P234 上段の図中	2/14	1/14	文言の修正

以下、白紙。 以上になります。